様式１１　　潜在保育士就職準備金貸付事業

※従事先を退職した場合は、直ちに提出してください。
※従事期間が記載されている指定業務従事届（様式第６）で代用することができます。

業務従事期間証明書

記入日	年　　月　　日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長　殿

借受者記入欄	貸付番号		借用金額	円
	資格登録日	年　　月　　日		
	フリガナ			
	氏　　名			
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）		
	住　　所	〒		
	電　　話	自宅（　　）　－　　携帯（　　）　－		

下記のとおり保育士の業務に従事しました。

勤務先記入欄	業務従事先	所在地及び電話番号	〒 電話（　　）　－
		名　　称	
		分　　類	（欄外の就労先の番号をご記入ください。）
		職種・勤務時間	保育士　・　週２０時間以上の勤務
	業務従事期　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　年　　月間） （産休、育休、疾病等の理由で業務に従事しなかった期間は除いてください。）	
	備　　考		

上記のとおり従事したことを証明いたします。

年　　月　　日

業務従事先の法人
及び事業所の名称

代表者（法人又は事業所）
の職名及び氏名　　事業所の印

（担当者名：　　）

就労先が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。
(1) 児童福祉法第７条に規定する保育所
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
　・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設または (3) への移行を予定している施設
(3) 認定こども園
(4) 児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する事業であって、同法第３４条の１５第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による認可を受けたもの
(5) 児童福祉法第６条の３第１３項に規定する「病児保育事業」であって、同法第３４条の１８第１項の規定による届出を行ったもの
(6) 児童福祉法第６条の３第７項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第３４条の１２第１項の規定による届出を行ったもの
(7) 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
(8) 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
(9) 企業主導型保育事業

様式１１　　**太枠内を漏れなく記入してください**　　潜在保育士就職準備金貸付事業

※従事先を退職した場合は、直ちに提出してください。
※従事期間が記載されている指定業務従事届（様式第６）で代用することができます。

業務従事期間証明書

記入例

記入日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長　殿

借受人記入欄				
	貸付番号	123456	借用金額	400,000 円
	資格登録日	○○ 年 ○ 月 ○ 日		
	フリガナ	アイチ　フクシ		
	氏　名	愛知 福祉		
	生年月日	○○ 年 ○ 月 ○ 日 生（ ○○ 歳）		
	住　所	〒123−4567 名古屋市○区○○１丁目２番地 ○○○マンション102号		
	電　話	自宅（ 052 ） 111 － 2222　携帯（ 090 ） 3333 － 4444		

下記のとおり保育士の業務に従事しました。

勤務先記入欄			
	業務従事先	所在地及び電話番号	〒○○○−○○○○ 愛知県○○市○○町999 電話（ ○○○○ ）　○○○ － ○○○○
		名　称	○○市立 ○○保育園
		分　類	（1）　（欄外の就労先の番号をご記入ください。）
		職種・勤務時間	保育士 ・ 週２０時間以上の勤務
	業務従事期間	令和 ○年 ○月 ○日 ～ 令和 ○年 ○月 ○日 （ ○ 年 ○月間） （産休、育休、疾病等の理由で業務に従事しなかった期間は除いてください。）	
	備　考	令和 ○年 ○月 ○日 退職	

上記のとおり従事したことを証明いたします。
令和 ○年 ○月 ○日
業務従事先の法人
及び事業所の名称　○○市立　○○○保育園
代表者（法人又は事業所）
の職名及び氏名　園長　○○ ○○○　　事業所の印
（担当者名： 福祉 太郎 ）

就労先が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。
(1) 児童福祉法第７条に規定する保育所
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
　・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設または (3) への移行を予定している施設
(3) 認定こども園
(4) 児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する事業であって、同法第３４条の１５第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による認可を受けたもの
(5) 児童福祉法第６条の３第１３項に規定する「病児保育事業」であって、同法第３４条の１８第１項の規定による届出を行ったもの
(6) 児童福祉法第６条の３第７項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第３４条の１２第１項の規定による届出を行ったもの
(7) 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
(8) 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
(9) 企業主導型保育事業